

1 命令等の題名

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第21条第2項

3 改正の概要

(1) 警備員教育における教育時間及び教育頻度の見直し（第38条関係）

各営業所及び警備業務の現場における警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあることなどを踏まえ、警備員教育における教育時間及び教育頻度を見直すこととする（新任教育※1：30時間以上→20時間以上、現任教育※2：年間16時間以上→年間10時間以上、現任教育の頻度：半年ごと→1年ごと）。

※1 新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育

※2 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育

(2) 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大（第38条関係）

警備員教育において実施可能な講義の方法に、電気通信回線を使用して行うもの（eラーニング等）を追加することとする。

4 施行期日

公布の日